

図面比較 AI クラウド「さぶみる」 利用規約 （卸提供）

アイティソリューションサービス株式会社

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 アイティソリューションサービス株式会社（以下、「当社」という。）は、図面比較 AI クラウド「さぶみる」利用規約（以下、「本利用規約」という。）を定め、本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

- （1） 本サービス 利用規約に基づき当社が契約者に提供する図面比較 AI クラウド「さぶみる」
- （2） 利用規約等 図面比較 AI クラウド「さぶみる」にて使用される各ソフトウェア使用許諾及び本利用規約
- （3） 契約者 利用規約等に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの卸提供を行う者
- （4） 利用者 契約者と利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者
- （5） 卸申込書 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される卸サービスの提供に関する申込書
- （6） サービス利用申込書 契約者と利用者の利用契約に基づき、契約者が当社に対してサービス利用を申し込む際に必要な書面
- （7） 利用者設備 本サービスの提供を受けるため利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- （8） 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器及びソフトウェア

（本サービスを再卸する場合の扱い）

第 2 条 本利用規約に基づき、契約者は図面比較 AI クラウド「さぶみる」を利用者に再提供できるものとします。ただし、当該利用者は契約者と契約締結した者に限られ、利用者がさらに第三者に本サービスを再々提供することはできないものとします。

2. 契約者が本サービスの再卸を希望する場合は、事前に申し出いただき利用者に対する責任の範囲について別途協議させていただきます。

（通知）

第 3 条 当社から契約者への通知は、電子メール、書面の発送又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信、書面の発送又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、書面の発送又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（利用規約の変更）

第 4 条 当社は、法令の規定等に従い、本利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合は前条により予め契約者に当該変更を通知するものとし、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の新利用規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

（権利義務譲渡の禁止）

第 5 条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

（善管注意義務）

第 6 条 当社は、本サービスの提供期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

（管轄裁判所）

第 7 条 本契約に関する訴訟については、訴額に応じて東京地方裁判所、又は東京簡易裁判所をもって、合意上の管轄裁判所とします。

（協議等）

第 8 条 利用規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

（表明保証）

第 9 条 当社及び契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社及び契約者は、相手方が前条各号のいずれにも該当しないことを保証する。
 - 3 当社及び契約者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項・第 2 項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①相手方に対する暴力的な要求行為
 - ②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

- 4 当社及び契約者は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 2 章 契約の締結等

（卸利用契約ならびにサービス利用契約の締結等）

第 10 条 卸利用契約の締結にあたって、契約者は、当社所定の卸利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに契約成立するものとします。

2. サービス利用契約の締結にあたって、当社所定の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法により利用開始日の通知を発信したときに契約成立するものとします。契約締結からサービス利用開始日までの間において、キャンセルが発生した場合、契約者は初期費用等を負担するものとします。
3. 卸利用契約もしくはサービス利用契約の変更は、契約者が当社所定の卸利用変更申込書もしくはサービス利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し、当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
4. 当社は、前各項その他本利用規約の規定にかかわらず、本サービスの契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、卸利用契約・サービス利用契約又は卸利用契約変更・サービス利用変更契約を締結しないことができます。
 - （1）本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用規約等に違反したことを理由として利用契約を解約されたことがあるとき
 - （2）卸サービス利用申込書又は卸サービス利用変更申込書の申し込み事項に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - （3）金銭債務その他利用規約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - （4）その他当社が不相当と判断したとき

（一時的な中断及び提供停止）

第 11 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。但し、契約者への通知が事前、事後を問わず可能である場合は、これを行うものとします。

- （1）本サービス用設備などの故障によりやむを得ず修理を行う場合
 - （2）運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - （3）その他天災地変、疫病の蔓延、第三者による妨害行為等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検、メンテナンスによる機器取り換え等を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
3. 当社は、契約者が第 14 条（当社からの本サービス提供の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、天災事変その他の非常事態が発生、又は発生する恐れがある場合で災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持の為に必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う必要があると認めた場合は、本サービスを制限する措置をとることがあります。

（最低利用期間）

第 1 2 条 契約者は、サービス利用契約の解約を、最低利用期間内に行う場合には、第 1 3 条（契約者からの本サービスの解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、別途卸利用申込書・承り書に定める解約手数料及びその消費税等相当額を一括して当社に支払うものとします。

（契約者からの本サービスの解約）

第 1 3 条 サービス利用契約の解約は、契約者から申し出のあったサービス解約申込書を当社が受領した日以降で解約することができるものとします。

2. 本条による解約は、第 1 2 条（最低契約期間）により定められた最低利用期間内での解約により発生する解約手数料を免除するものではありません。
3. 契約者は、卸利用契約の解約希望通知を解約希望日の 3 0 日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって卸利用契約を解約することができるものとします。

（当社からの本サービス提供の解約）

第 1 4 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービス提供の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 卸サービス利用申込書、卸サービス利用変更・解約申込書その他通知内容等に虚偽記入した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 契約者の手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用規約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
 - (10) その他当社が利用契約の即時解約が望ましいと判断した場合
2. 前項に限らず、卸契約締結期間中、契約者と 1 年間新規にサービス利用契約がなかった場合、契約者への事前の通知を要することなく、当社から契約者への通知により本サービスの卸契約を解約することとします。
- ただし、契約中のサービス利用契約が存在する場合は、この限りではありません。
3. 契約者は、本条による解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。
4. 本条による解約は、第 1 2 条（最低契約期間）により定められた最低利用期間内での解約により発生する解約手数料を免除するものではありません。

（本サービスの廃止）

第 1 5 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止する

ことができるものとします。

- （１）廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合
- （２）天災事変等不可抗力により本サービスを提供できない状態になった場合

（契約終了後の処理）

- 第 16 条 契約者は、利用者との利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料や機器に保存した情報等については、利用者への提供分も含めて、契約者の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービス用設備内の利用者の情報を削除するものとします。その場合の本サービス用設備内の利用者の情報の滅失に対して当社は復旧には応じないものとします。

第 3 章 サービス

（本サービスの種類と内容）

- 第 17 条 当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙提供プランおよびサービス仕様書に定めるとおりとします。
2. 契約者は、利用規約等に基づいて、本サービスを提供することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

（再委託）

- 第 18 条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を、第三者に再委託（以下「再委託」という。）することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」という。）に対し、第 29 条（秘密情報の取り扱い）及び第 30 条（個人情報取り扱い）のほか当該委託業務遂行について利用規約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

（本サービスの利用料金、算定方法等）

- 第 19 条 本サービスの利用料金、算定方法、支払方法等は、個別に定めるとおりとし、契約者が支払うべき利用料金は、当社より別途通知するものとします。

（利用料金等の請求）

- 第 20 条 当社は、利用料金について、契約者に別途通知する本サービスの利用料金及びこれらに対する消費税等相当額を合算した額（以下「利用料金等」という。）を、支払請求書により、契約者に請求するものとします。
2. 前項の請求において消費税等相当額に 1 円未満の端数があるときは、その額を四捨五入するものとし、本契約の開始及び解約が定められた期間の途中である場合は、当該月 15 日の利用数を基に算出し、利用料金等を請求するものとします。

（利用料金等の支払）

- 第 21 条 契約者は、当社から利用料金等の支払請求書を受領したときは、かかる支払請求書を受領した日から 45 日（以下「支払約定期間」という。）以内に利用料金等を支払うものとしま

す。ただし、訂正を要する支払請求書を契約者が受領した場合、訂正のため当社に返付した日から訂正した支払請求書を受領した日までの期間は支払約定期間に算入しないものとします。

2. 利用料金等の支払は、当社の指定する金融機関の口座に振り込むことによって行うものとします。なお、その際の振込手数料は契約者の負担とします。

（支払遅延利息）

第 2 2 条 契約者の責に帰すべき事由により、前条の支払約定期間内に利用料金等を支払わない場合、当社は契約者に対して支払約定期間満了の日の翌日から利用料金等が支払われた日まで、支払遅延金額に対し年 1 4 . 6 パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として請求することができるものとします。ただし、天災その他やむを得ない事由により支払が遅延した場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に算入しないものとします。

2. 前項の支払遅延利息は 1 0 0 円未満を切り捨てるものとします。

（料金等の臨時減免）

第 2 3 条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

第 5 章 契約者の義務等

（自己責任の原則）

第 2 4 条 契約者は、利用者の本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。

契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものとします。

（データ等のバックアップ）

第 2 5 条 契約者は、本サービス用設備に保存されたデータおよび各種ログ（以下、「データ等」という。）の滅失又は損傷に備えて、契約者の責任で定期的に複製を行うものとします。

2. 当社は、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

（利用責任者）

第 2 6 条 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めたとえ、卸利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、卸利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、卸利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備準備・設定・維持）

第 27 条 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、本サービスにおいて提供、伝送するデータ及び物品等について、監視、分析、調査等必要な行為を行う場合があります、契約者はそれに協力するものとします。

（禁止事項）

第 28 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- （1） 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - （2） 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - （3） 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - （4） 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - （5） 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - （6） 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - （7） 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - （8） ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - （9） 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - （10） 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - （11） その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、あるいは契約者に削除させることができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する情報（データ、コンテンツを含む。）を監視する義務を負うものではありません。
4. 当社は、第 1 項各号に定める事由による本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除した事により、契約者が損害を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

第 6 章 秘密情報等の取扱い

（秘密情報の取り扱い）

第 29 条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- （1） 秘密情報保持義務を負うことなく既に保有している情報
- （2） 秘密情報保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報が化体した資料等（以下本条において「資料等」という。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」という。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 18 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 4 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

（個人情報等の取り扱い）

第 30 条 当社は、契約者及び利用契約締結希望者から提供をうけた個人情報について、別に当社が定める個人情報保護ポリシーにしたがって取り扱うものとします。

第 7 章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

- 第 31 条 当社は、契約者が本利用規約に違反したことにより又は契約者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者の間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第 8 章 免責

（免責）

第 32 条 当社は、本サービスの利用ができなかった場合に、契約者又は第三者に損害等が生じたとしても、データ等の復旧、損害の賠償、その他一切責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

（非保証及び担保責任の免除）

第 33 条 当社は、次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任も負わないものとします。

- （１）本サービスが一定の品質を備えること
- （２）本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと
- （３）本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと

附則

（適用期日）

この利用規約は、2025 年 9 月 1 日から適用します。

附則

（適用期日）

この改正規約は、2025 年 10 月 1 日から適用します。